

京情個審答申第 23 号
令和 6 年 1 月 5 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

個人情報不開示決定に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和 4 年 9 月 20 日付け 4 住第 821 号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が行った個人情報不開示決定（不存在等）については妥当である。

その余の審査請求については、不適法なものであり、却下すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和2年1月5日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第5条の規定による廃止前の京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定により、処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、「令和元年12月2日から同末日までの府営〇団地〇棟防犯カメラに記録された私の個人情報全て」（以下「本件個人情報1」という。）を内容とする個人情報の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件開示請求1に対し、令和2年1月24日、条例第15条第3項の規定により開示決定等を行う期間を令和2年3月5日まで延長した。
- 3 また、令和2年2月3日、審査請求人は、条例第12条の規定により、処分庁に対し、「令和2年1月1日から同末日までの府営〇団地〇棟防犯カメラに記録された私の個人情報全て」（以下「本件個人情報2」という。）を内容とする個人情報の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）を行った。
- 4 処分庁は、本件開示請求2に対し、令和2年2月19日、条例第15条第3項の規定により開示決定等を行う期間を令和2年4月6日まで延長した。
- 5 令和2年4月15日、処分庁は、本件個人情報1及び本件個人情報2について、府営住宅〇団地〇号棟における防犯カメラ及び防犯カメラにより収集された個人情報管理規程（以下「管理規程」という。）に基づき、7日以内の間隔で、それまでにレコーダーに記録された映像等を消去しており、請求を受理した時点で既に対象個人情報を含む映像等を消去し、保有していないとして、個人情報不開示決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に個人情報不開示決定通知書（不存在等）を送付した。
- 6 令和2年4月19日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 7 令和4年9月20日、諮問庁である京都府知事（以下「諮問庁」という。）は、条例第28条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、現存する本件個人情報1及び本件個人情報2と無人の映像音声記録情報の全ての開示並びに本請求に関わる全ての費用の返還を求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 処分庁は、本件個人情報1及び本件個人情報2の不存在の理由として、「7日以内に一度のサイクルで、それまでに記録された映像を全て消去するという対応をしていた。」とする。
- 2 仮に人為的に消去していたならば、本件開示請求1を受理した令和2年1月6日時点で、令和元年12月30日、31日の映像は残っているはずで、直ちに映像保管作業をするべきであったにも関わらずこれを怠った。

また、仮に自動消去ならば、設定を頻繁に変更することは考えづらく、本件開示請求1を受理した令和2年1月6日が、「7日に1度の全てを消去する日」とするならば、6から7日周期で自動消去を設定していることになる。本件開示請求2を令和2年2月5日に受理したのであれば、消去日である令和2年2月6日を迎えるまでに、速やかに映像の保存をしていれば、7日分は開示できたはずだが、これを怠った。

- 3 処分庁は本件開示請求1及び本件開示請求2を受理した時点で映像記録が消去されていたと主張するならば、本件審査請求に係る防犯カメラ（以下「本件防犯カメラ」という。）の記録消去の方法や管理について詳細に答え、開示できなかった理由や審査請求人にそれらの事実を伝えなかった理由等を、明確かつ具体的に回答する義務がある。
- 4 処分庁の対応は、正しい本件防犯カメラの管理方法等の情報を提供せずに無意味な情報公開請求を行わせる等、行政行為の瑕疵に当たる。
- 5 よって、不当な行政行為を取り消し、違法性、合目的性を回復するため、本請求に関わる全ての費用（交通費、郵送費等）の返還並びに現存する本件個人情報1及び本件個人情報2の全ての開示を求める。

第5 諮問庁の説明の要旨

処分庁の弁明書及び再弁明書並びに諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 処分庁は、本件防犯カメラの設置に当たって、当時の京都府個人情報保護審議会に個人情報の収集について諮問し、これに対する答申を踏まえて管理規程を定め、適正な運用を確保しているものである。
- 2 管理規程第5条第7号では、「レコーダーに記録された映像等の保管期間は最大7日までとし、当該保管期間を経過した後は、データ上書き等により映像等を消去すること。」としている。ただし、運用上、映像等は必ずしも7日間保管しているわけではなく、他の業務とも調整しつつ、7日以内に一度のサイクルで、それまでに記録された映像等を全て消去するという対応をしていた。

- 3 本件開示請求 1 及び本件開示請求 2 の受理日は、それぞれ令和 2 年 1 月 6 日及び令和 2 年 2 月 5 日である。それぞれの請求を受理した時点で、本件個人情報 1 及び本件個人情報 2 は全て消去済みであったため、保有していないことを理由として本件処分を行ったものである。
- 4 したがって、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 6 審議会の判断理由

- 1 審査請求人は、本件開示請求 1 を受理した日時点で本件個人情報 1 について、本件開示請求 2 を受理した日時点で本件個人情報 2 について、それぞれ保存する作業をするべきものであるから、少なくとも数日分の映像等が存在しているはずでありそれらの全てを開示するべきである旨主張していると解される。

処分庁は、本件防犯カメラによる記録映像については管理規程第 5 条第 7 号に基づいて管理しており、本件開示請求 1 及び本件開示請求 2 の各受付日時点において対象となる映像等を保有していない旨、諮問庁の職員により当審議会に申述があった。これに対し、諮問庁の説明を覆し、審査請求人が主張する映像等の存在を推認させるような特段の事情は認められない。

したがって、本件開示請求 1 及び本件開示請求 2 に係る映像等については、不存在であると考えることが相当である。

- 2 また、審査請求人が本請求に関わる全ての費用の返還を求めていることについては、行政庁の処分又は不作為の当否を問題としているものではないことから、不適法なものであり却下すべきである。

3 結 論

以上の理由から、「第 1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

- 4 なお、諮問庁の説明によると、処分庁は、本件開示請求 1 及び本件開示請求 2 の受理日時点でそれぞれの対象となる映像等はすべて消去済みであったとしつつ、本件開示請求 1 については令和 2 年 1 月 24 日付、本件開示請求 2 については令和 2 年 2 月 19 日付でそれぞれ開示決定等を行う期間を延長している。

しかしながら、諮問庁の説明を前提とすれば、本件開示請求 1 及び本件開示請求 2 をそれぞれ受理してから、遅くとも開示決定等を行う期間の延長（以下「期間延長」という。）を行う前の当初の決定期限までに、これらの請求に係る映像等が管理規程第 5 条第 7 号の規定に則った運用により消去され、既に不存在となっていることは、処分庁には認識できたと考えられる。

このような場合においては、個人情報開示請求の本旨に照らし、処分庁においては期間延長を行うことなく速やかに個人情報不開示決定（不存在等）を行うべきであった旨、指摘せざるを得ない。

併せて、期間延長を行った後の開示期限については、本件開示請求1にあつては令和2年3月5日、本件開示請求2にあつては令和2年4月6日であつたところ、これらの請求に対する個人情報不開示決定（不存在等）を令和2年4月15日付で行っていることについても、制度の本旨に照らして適切に運用を行うべきであつたことも同様に指摘しておく必要がある。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 9月20日	諮問書の受理
令和4年11月29日	第1回審議会
令和5年 7月21日	第2回審議会
令和5年12月20日	第3回審議会
令和6年 1月 5日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長）	山 本	克 己
委員	奥 野	美奈子
委員	原 田	大 樹
委員	宮 本	恵 伸
委員	山 舗	恵 子